



提供年月日：平成16年(2004年)7月2日  
部局名：健康福祉部  
所属名：児童家庭課  
担当名：虐待防止・DV対策担当  
担当者名：郷間・清水  
内線：3551  
電話：077-528-3551  
E-mail：em00@pref.shiga.jp

## 平成15年度児童虐待相談件数は425件と過去最高

平成15年度における、中央および彦根子ども家庭相談センター(児童相談所)に寄せられた、児童虐待に関する相談状況を別添のとおりとりまとめました。

相談件数は425件で、前年度比125.0%(H14 340件)と増加し、平成2年度の調査開始以降、相談件数(平成13年度以前に行っていた電話相談業務の数を除く。)は最も多く、最も大きい伸び数となっています。

主な増加の要因として考えられる内容は次のとおりです。

- ・ 昨年6月に彦根市で発生した幼児虐待死亡事件や全国で連日発生し報道される虐待事件を受けて、虐待問題に対する県民の関心と通告の意識がさらに高まったこと。(特に、近隣や親戚からの増)
- ・ 福祉と教育の連携の充実による学校における虐待問題への取り組みが進みはじめたこと。(学校からの増)
- ・ 各市町村のネットワーク化がある程度定着してきた中で、潜在的な虐待ケースの掘り起こしがされてきたこと。(市町村からの増)
- ・ 複雑、困難なケースの増加に伴い、援助が継続、長期化したこと。

相談センターの相談状況は次のとおりです。

- ・ 虐待種別では、身体的虐待が208件と一番多く、全体の5割弱を占めています。(H14 37.9% H15 48.9%)  
ここ2年間一番多かった、保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)の相談が次いで多く144件となっています。(H14 43.8% H15 33.9%)  
このことは、身体的虐待そのものが増加していることや、センターは緊急度の高い身体的虐待に対応していく一方で、地域振興局等に設置している子ども家庭相談室は比較的緊急度が低いネグレクトに対応するような役割分担としているため。
- ・ 被虐待児童の年齢別では、小学生が173件と前年度と同様に一番多く、全体の4割を占めています。(H14 45.9% H15 40.7%)  
学齢児前までの児童が171件と増えています。(H14 36.8% H15 40.3%)  
このことは、市町村における母子保健や保育所等での発見が増えているため。
- ・ 相談の経路状況では、「その他」(うち8割強が市町村)が114件と一番多く、全体の3割弱を占めている。次いで、福祉事務所の80件。また、学校は62件で対前年度比155.0%(H14 40件)、親戚や隣人・知人は48件で対前年度比533.3%(H14 9件)と増加。
- ・ 主な虐待者の内訳では、実母が268件と前年度と同様に一番多く、全体の6割強を占めています。(H14 59.1% H15 63.1%)また、「その他」(うち4割弱が同居人)が30件で、対前年度比176.5%(H14 17件)と増加。
- ・ 立入調査は18件と前年度より8件増。また、その内警察官の同行は4件と前年度と同様。

今後、児童虐待防止法の改正や学校現場における虐待対応教員の配置等に伴い、県民、学校現場など関係機関の通告の意識がさらに高まっていくことと、市町村のネットワークが組織化されること等により、虐待の相談件数はまだまだ増えていくものと考えています。同時に、その市町村のネットワークが機能することで、未然防止から早期発見・早期対応への取り組みが早く進むものと受け止めております。

# 平成15年度 子ども家庭相談センターにおける児童虐待相談状況

## 1 虐待相談の状況

年度	内容	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	計	(参考)全国の虐待相談件数
H11		201	10	3	66	280	11,631
H12		264	4	7	133	408	18,804
H13		325	5	8	117	455	24,792
H14		313	5	4	18	340	24,254
H15		391	12	9	13	425	27,128

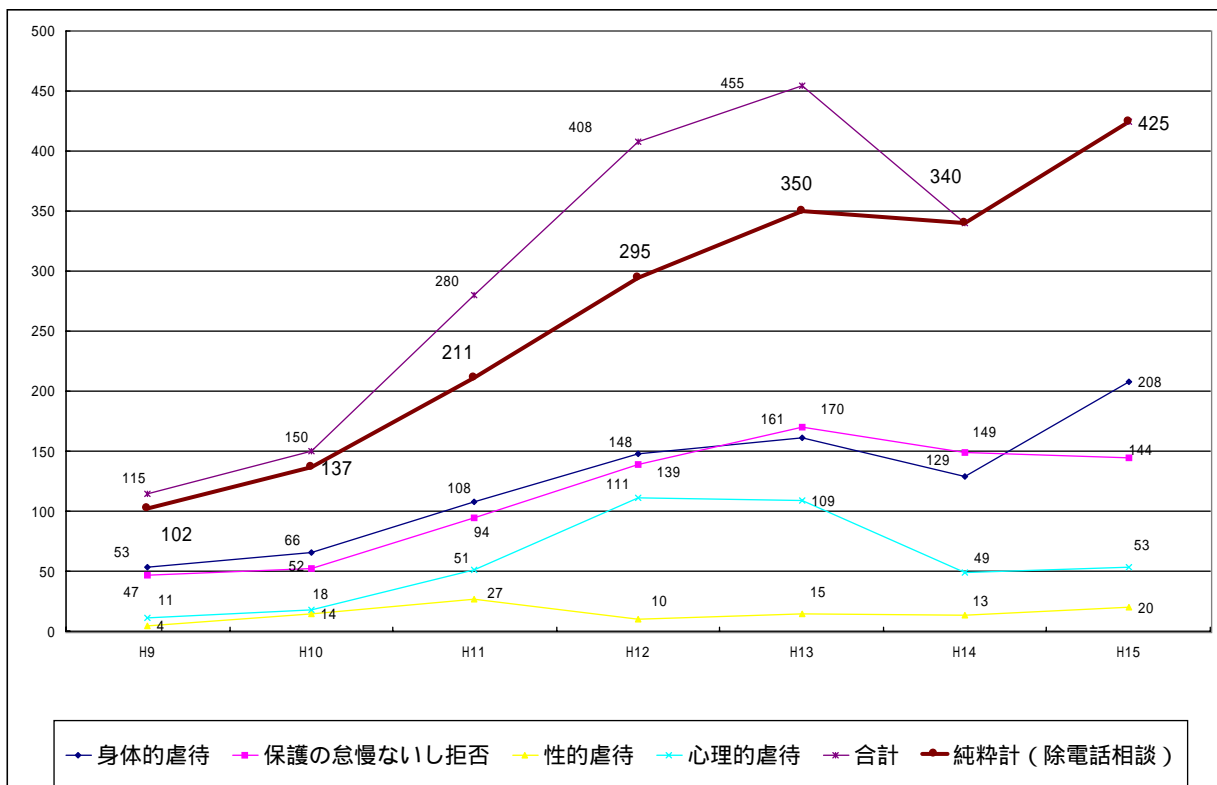
厚生労働省統計では、虐待相談は養護相談の中のみで取り扱っていますが、本県では、平成9年度から養護相談以外の中で虐待の事実が判明した件数も含めて公表しています。

## 2 年齢別虐待種別の状況

別 年齢	身体的虐待					保護の怠慢ないし拒否					性的虐待					心理的虐待					計				
	H11	H12	H13	H14	H15	H11	H12	H13	H14	H15	H11	H12	H13	H14	H15	H11	H12	H13	H14	H15	H11	H12	H13	H14	H15
0～3歳未満	30	15	30	21	34	19	11	23	25	27	0	0	0	0	0	2	4	6	0	4	51	30	59	46	65
3～学齢前児童	22	39	32	38	64	24	35	51	34	26	0	0	1	1	2	8	9	7	6	14	54	83	91	79	106
小学生	45	72	71	56	83	34	63	67	70	65	12	0	1	2	5	26	89	87	28	20	117	224	226	156	173
中学生	8	15	21	10	23	11	25	23	15	26	5	3	6	8	7	9	7	7	14	13	33	50	57	47	69
高校生・その他	3	7	7	4	4	6	5	6	5	0	10	7	7	2	6	6	2	2	1	2	25	21	22	12	12
計	108	148	161	129	208	94	139	170	149	144	27	10	15	13	20	51	111	109	49	53	280	408	455	340	425

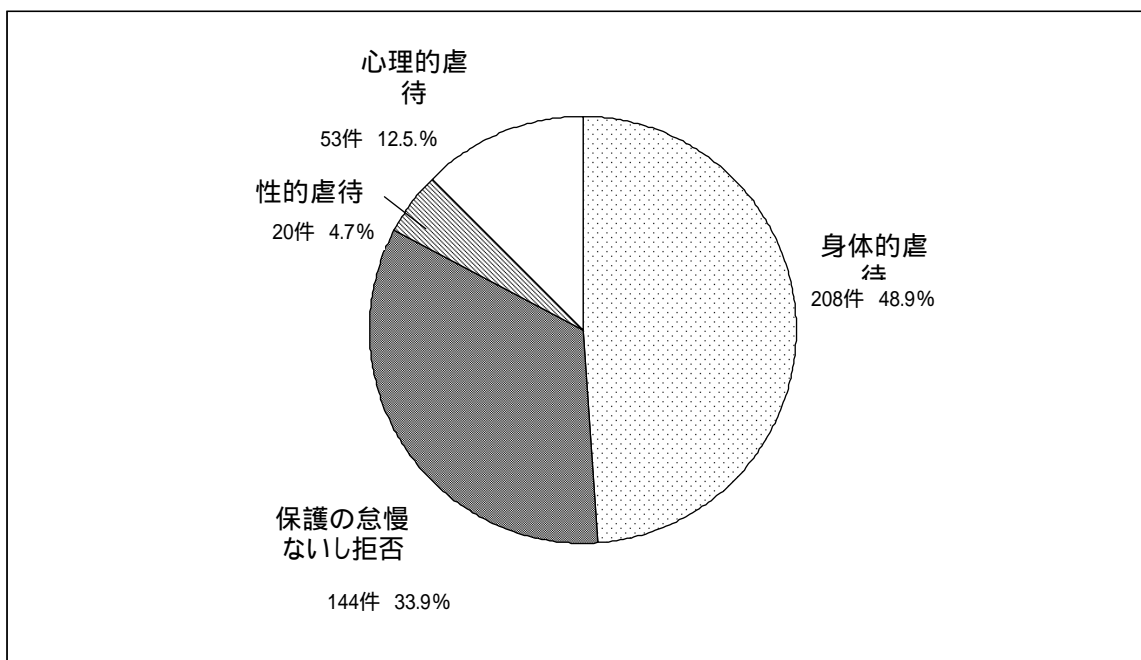
平成12年度分より「登校禁止」は「保護の怠慢・拒否」に含まれた。

【虐待相談件数の推移】

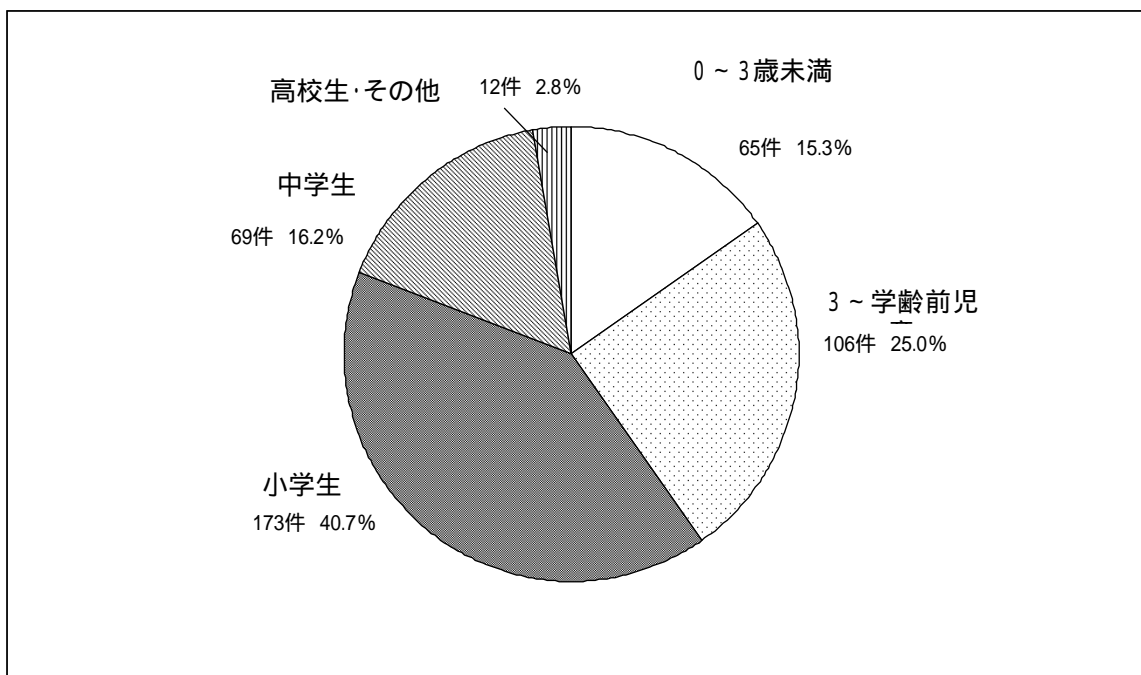


平成13年11月に滋賀県青少年・子ども電話総合相談室が設置され、それまで子ども家庭相談センターで行ってきた電話相談業務が移行されたため、合計グラフとは別に「純粹計(除電話相談)」をグラフ化している。

### 【虐待種別の内訳(平成15年度)】



### 【被虐待児童の年齢別内訳(平成15年度)】



### 3 虐待相談の経路状況

相談経路 年度	家族	親戚	隣人・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
H11	87	7	6	2	73	2	1	6	11	10	32	43	280
H12	155	9	16	3	97	1	0	6	28	18	45	30	408
H13	180	7	21	2	65	0	5	17	39	13	52	54	455
H14	56	3	6	1	93	1	1	17	33	10	40	79	340
H15	49	12	36	1	80	5	2	15	35	14	62	114	425

各相談経路から直接子ども家庭相談センターに連絡・相談があった件数をあわす。

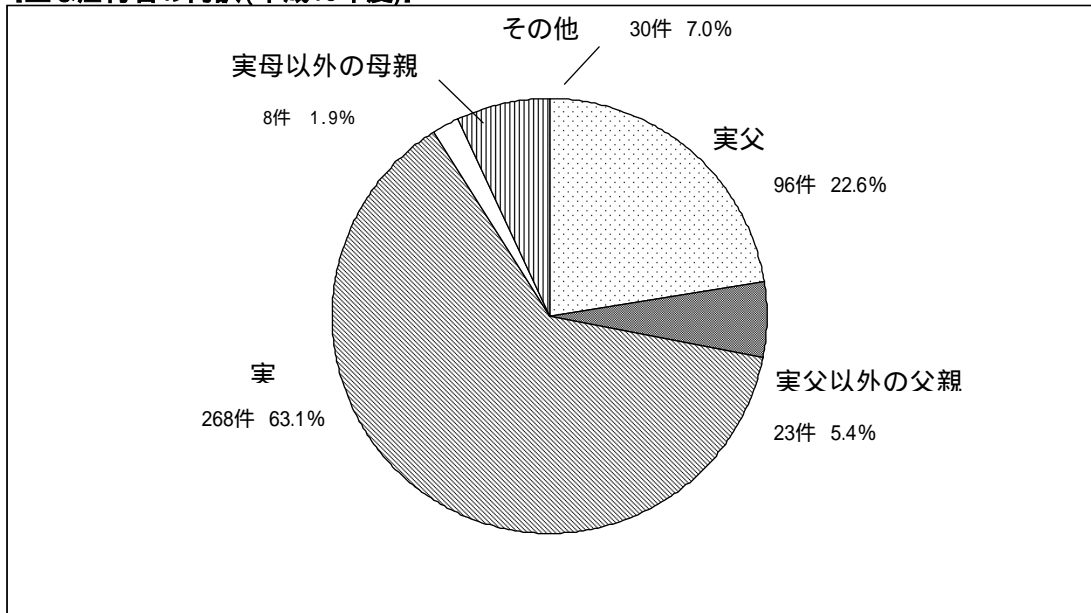
「児童委員」は、通告先が市町村や福祉事務所であるため、直接児童相談所へ通告することは少ない。

「その他」は、主に市町村である。

#### 4 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実 父	実父以外 の父親	実 母	実母以外 の母親	その他	計
H11	68	15	172	5	20	280
H12	79	16	299	3	11	408
H13	96	20	319	2	18	455
H14	90	27	201	5	17	340
H15	96	23	268	8	30	425

【主な虐待者の内訳(平成15年度)】



#### 5 立入調査の状況

年度	内訳	滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの	(参考)全国 厚生労働省報告例
H11		1件(1名)	1件(1名)	42件(64名)
H12		4件(4名)	2件(2名)	105件(未発表)
H13		10件(10名)	3件(3名)	200件(未発表)
H14		10件(15名)	4件(6名)	230件(未発表)
H15		18件(27名)	4件(7名)	(未公表)

立入調査：児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条に規定

【立ち入り調査件数の推移】

